

雇用関連の法改正が 2 日連続で可決される (日本語参考訳)



2022 年 6 月 15 日に可決された「2022 年雇用（改正）法案」

立法議会は 2022 年 6 月 15 日に 2022 年雇用（改正）法案を可決し、法案は 2022 年 6 月 17 日に香港官報を公布、同日より施行となった。

この改正により、疾病予防管理条例（Cap 599A）または疾病予防管理（特定の者に対する強制検査）（Cap 599J）の下で課される移動制限を伴う要件を遵守するために欠勤となる従業員は、下記の通り保護されることとなる。

1. 上記 Cap599 の要件を満たすための従業員の欠勤日は、雇用条例（EO）の「疾病日」の定義に含まれ、EO の関連基準を満たすことを条件に、上記の状況下で条件を満たす従業員に支払われる疾病手当も支給される。
2. このような移動制限が課されることを理由とする解雇は、不当解雇とみなされる。

法律が施行されると、COVID に感染し、隔離を命じられた場合、または健康上の制約を受けた場合、対象となる従業員は病欠を取得できる。

しかし、この改正は、以下のような従業員を解雇する権利を雇用主に与える。

- (i) Cap 599L の「ワクチンパス」制度に基づく、正当なワクチン接種要件を拒否する者；または
- (ii) 雇用主の要求に応じて政府が提供する COVID-19 ワクチンの接種を受けたことを証明する書類を一定期間内に提出しない場合、EO に基づく解雇の正当な理由となる。

この改正は過去にさかのぼって適用されることはない。つまり、以前に COVID-19 の第 5 波感染で COVID に感染した、あるいは政府による 14 日間の隔離命令のために勤務できなかった従業員は、感染あるいは隔離

のために取得した有給休暇や無給休暇を雇用主に遡及して請求することができない。

2022 年 6 月 16 日に可決された倒産時の賃金保護条例の規定に基づき、従業員が請求できる見舞金の上限額の改正について

立法議会は、倒産時の賃金保護基金（Protection of Wages on Insolvency Fund、以下「PWIF」）に対して従業員が請求できる見舞金（未払い賃金、未払い年次休暇・法定休暇に対する賃金、解雇予告手当、解雇補償金を含む）の最高額を引き上げるための倒産時賃金保護条例（Protection of Wages on Insolvency Ordinance、以下「PWIO」）の改正を可決した。政府は、2022 年 6 月 17 日に PWIO の改正を公布し、同日付で発効となった。PWIO 改正の詳細は、表 1 をご参照のこと。

表 1

見舞金該当項目	各項目に含まれる内容	請求可能上限額 (HK\$)	改定後請求可能上限額 (HK\$) (注記 1)
1. 未払い賃金	- 最終勤務日までの 4 か月間の未払い賃金 - 未払いの年次有給休暇、法定休日、産休／育児休暇、病欠 - 年末の未払い金	36,000	80,000
2. 解雇予告手当	1 カ月分の月給相当額を上限とする	22,500	45,000
3. 解雇補償金		50,000 プラス 50,000 超過分の 50%	100,000 プラス 100,000 超過分の 50% (注記 2 及び 3)
4. 未払い年次休暇・法定休暇に対する賃金		10,500	26,000 (注記 4 及び 5)

注記

- 従業員が PWIF で請求できる見舞金の最高額は 39 万 6 千香港ドルとなる。
- 従業員の強制退職積立金への雇用主拠出分からの運用益を減額していないベース。
- 雇用条例では退職金の上限が 39 万香港ドルなので、従業員が PWIF において請求できるのは 24 万 5 千香港ドルまでとなる。

4. 雇用条例に基づき、雇用契約の終了時に従業員に支払われる未取得の年次休暇に対する賃金は以下の通り：
- (a) 従業員の最終休暇年度に取得されなかった年次休暇に対する賃金。
 - (b) 雇用契約の終了時に、3 ヶ月以上 12 ヶ月未満の勤続日数がある最終休暇年度に取得した有給休暇に対する賃金（日割り計算）。
5. 従業員が最終雇用日から 4 ヶ月以内に取得する権利がありながら取得していない法定休暇に対する給与。

給与計算のプロにご相談ください

給与計算と人事アウトソーシングサービスについて、お気軽にお問い合わせください。

BDO'S SUPPORT AND ASSISTANCE

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

JOSEPH HONG
Director and Head of Payroll & HR Outsourcing Services
Tel: +852 2218 8286
josephhong@bdo.com.hk

KAORI YOSHIDA 吉田 薫
Audit Principal, Head of Japan Desk
Certified Public Accountant (USA) 米国公認会計士
Tel: +852 2218 8580
kaoriyoshida@bdo.com.hk

McCabe International Limited, a limited liability company incorporated in the British Virgin Islands with its principal place of business in Hong Kong, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as broad guidance only. The publication cannot be relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained therein without obtaining specific professional advice. Please contact BDO to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO, its directors, employees and agents do not accept or assume any liability or duty of care for any loss arising from any action taken or not taken by anyone in reliance on the information in this publication or for any decision based on it.